

タカラヅカレビュー STACIA 会員特約（ジュニア会員版）

第1条（総則）

本特約は阪急電鉄株式会社（以下「阪急電鉄」という）、株式会社阪急阪神カード（以下「阪急阪神カード」という）ならびに三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）の三社（以下「発行三社」という）が提携して発行する、宝塚友の会（以下「友の会」という）の会員証機能を有するカード「タカラヅカレビューSTACIA」の基本的事項について定めるものです。

第2条（カードの種類）

発行三社はジュニア会員向けに提携して「タカラヅカレビューSTACIA ジュニアカード」（以下「カード」という）を発行し、本会員向けに発行するカードとあわせて、「タカラヅカレビューSTACIA」とします。本特約は「タカラヅカレビューSTACIA ジュニアカード」の特約を定めるものです。

第3条（ジュニア会員とカードの貸与）

1. ジュニア会員とは、親権者が入会を承認した、中学生以上原則18歳未満の生計をとるものとする家族で、本特約およびカードに定められた会員規約・規定・特約など以下に示すもの（以下「規約等」という）をジュニア会員および親権者（以下「会員等」という）が承認のうえ、入会申し込みをした個人のうち、当該発行三社が入会を認め、カードを貸与した方をいいます。

カードの種類

- ・タカラヅカレビューSTACIA ジュニアカード

規約等

- ・タカラヅカレビューSTACIA 会員特約（ジュニア会員版）
- ・宝塚友の会会員規約（ジュニア会員版）
- ・タカラヅカレビューSTACIA 会員規約（ジュニア会員版）
- ・STACIA カード会員規約
- ・上記の各会員規約
- ・特約に付随する各規定・特約

発行会社

- ・阪急電鉄
- ・阪急阪神カード
- ・三井住友

2. 前項に基づき発行されるカードの所有権は、発行三社に属し、発行三社はジュニア会員にカードを貸与します。

3. 「タカラヅカレビューSTACIA ジュニアカード」は、家族カードの発行を行いません。
4. 一個人は一会員として一枚のカードの発行しか行いません。
5. ジュニア会員には、親権者を契約者とし、カード使用者としてカードを発行します。
なお、親権者にはカードは発行しません。

第4条（発行三社のサービス等の利用）

カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。ジュニア会員は、発行三社が提供する機能およびサービスを受ける場合、規約等または各々が別途定める方法により利用するものとします。

- (1) 友の会の所定の方法により、阪急電鉄の主催を中心とする宝塚歌劇公演のチケット購入など友の会が定めたサービス。
- (2) 阪急阪神カードが提供する付帯サービスのうち、カード提示によるサービス。

第5条（届出事項の変更）

会員等が発行三社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく三井住友に届け出るものとします。

第6条（カードの再発行）

カードの紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、発行三社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員等は、発行三社が定めるカード再発行手数料を発行三社に所定の方法で支払うものとします。

第7条（退会）

1. 会員等はカードを退会する場合、原則として、カードを添え、所定の届出用紙により三井住友に届け出るものとします。
2. 会員等は、前項により、発行三社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、規約等に従い発行三社すべてから退会となるものとします。

第8条（会員資格の喪失）

1. 発行三社は、各々定める規約等に基づき各々の判断により会員資格を喪失させることができます。会員等は、発行三社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員等はカードを直ちに三井住友に返還するものとします。
2. 前項の事由により会員等がカードの会員資格を喪失した場合、会員等は同時に発行三社すべての会員資格を喪失するものとします。

第9条（特約の変更・承認）

民法の定めに基づき、会員等と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、発行三社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員等に対して当該改定につき通知または公表します。

第10条（会員規約・規定・特約の適用）

本特約に定めのない事項については、発行三社の規約等が適用されるものとします。なお発行三社各々の規約等に本規約の条項と異なる定めがある場合、本特約が優先するものとします。

（2020年4月改定）